

お知らせ 「栗山町イベント共通ガイドライン」が改訂されました

令和2年6月、町内で実施されるイベントの主催者および参加者が、自発的に感染拡大防止に向けた取り組みを行うため、統一した基準と共通する対応項目を定めて新たなイベントのあり方を示すと共に、コミュニティ活動や地域経済の再活性化につながる安心安全なイベント実施に寄与することを目的として、町内イベント主催者有志により「栗山町イベント共通ガイドライン」が制定されました。

また、令和3年6月30日には、新型コロナウイルス感染症はまだまだ収束に至らず、イベント開催のあり方が常に問われている社会情勢などを受け、本ガイドラインの適用期間を令和4年6月末日まで延長するほか、対応項目の見直しなどの改定が行われました。

本ガイドラインは、町内で開催される多種多様なイベントに適用できる感染予防対策を明示したものとされています。今後におけるイベント開催のご判断や対策の検討・実施などにご活用ください。

詳しくは下記ホームページをご確認(または下記担当へお問い合わせ)ください

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/site/covid-19/20.html>

■問い合わせ 町ブランド推進課観光・賑わい推進グループ ☎ 76-7787

支援 栗山町感染予防対策等イベント支援補助金

町における新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るとともに、コミュニティ活動や地域経済の再活性化につなげることを目的として、町内の団体などが主催して開催する催物(イベント)の実施にあたり、感染予防対策などに要する経費の全部、または一部を補助します。

補助対象事業(要件を全て満たすもの)	1. 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に努めるイベント 2. 町内で実施される不特定の参加者が集まるイベント 3. 営利を主目的としない公益性が認められるイベント 4. 令和4年3月31日までの期間中に実施されるイベント
補助対象者(要件を全て満たすもの)	1. 活動の拠点事務所が町内にある団体、団体を含む事業者、またはそれらの連合体であること 2. 団体などの主な構成員が町内在住、在勤または在学の者であり、5人以上で構成されていること 3. 団体などの運営や活動内容を証明する会則または規約を有していること 4. 代表者が18歳以上の団体などであること
補助対象経費	1. 感染予防対策として新たに要する経費 2. 新規事業、または従来から継続されている事業のうち新規性が高いと認められる事業の場合は、イベント参加の促進に要する経費
交付回数	同一の補助対象者につき1年度に1回
補助金額	補助対象経費の10割以内の額(上限30万円)
申請手続き	下記申請先に備え付けの申請書類を提出 ※申請書類は町ホームページからダウンロードでき、郵送にも応じます。

各項目に関する具体例、対象要件など詳しくは下記ホームページをご確認(または下記担当へお問い合わせ)ください
<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/53/22.html>

■申請先・問い合わせ 町ブランド推進課観光・賑わい推進グループ ☎ 76-7787 FAX 76-7782
〒069-1511 中央3丁目16番地(駅前事務所、旧岡嶋商店)

お知らせ ワクチン接種による感染予防効果

本町で接種するワクチンはファイザー社製のワクチンです。ワクチン接種には下記のような効果が期待されます。

1. 感染しても症状が出るのを抑える効果
2. 症状が出て重症にならない効果
3. 多くの人がウイルスへの抗体を持つことで、社会全体が守られる「集団免疫」の効果
4. 重症者を減らすことで、医療機関への負担を軽減する効果

■ワクチンの有効性

ワクチンを受けた人は受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっており、発症予防効果は約95%と報告されています。

なお、ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経ってからとされています。

<新型コロナワクチン接種の予約方法>

ワクチン接種については、町内在住の12歳以上の方に接種券を発送しています。

接種をご希望の方はインターネット(24時間受付)または電話(9:00~17:00)で接種会場、日時を指定してお早めにご予約ください。

■ワクチン接種予約電話 ☎ 76-7071

■栗山町ワクチン接種web予約ホームページ(右記QRコード参照)

<https://www.covid19-vaccine.mrso.jp/014290/VisitNumbers/visitnoAuth/>



お知らせ 道の「夏の再拡大防止特別対策(改訂版)」(8月22日まで)

道は、大型連休やお盆など夏休みシーズンの到来による、人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から、**新型コロナウイルス感染症への特別対策**を講じてきました。

札幌市における感染拡大を踏まえ、道として「まん延防止等重点措置」の実施について国へ要請を行うこととしましたが、国により判断されるまでの間、下記の通り**独自の対策を強化**し、感染の抑制に向けて取り組みます。

■日常生活では

○感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し「三つの密(密閉・密集・密接)」「感染リスクが高まる5つの場面」などの回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」を始めとした、基本的な感染防止対策を徹底する。

■外出の際は

- 重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方)と接する際は、基本的な感染防止対策をさらに徹底する。
- 札幌市との不要不急の往来(通院、生活必需品の買い出し、出勤などを除く)は控える。
- 「緊急事態措置区域」および「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。
- その他の府県への移動は「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど、慎重に行動する。

■飲食の際は

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店などの利用を控える。
- 飲食店などの利用の際には、飲食店などが実施している感染防止対策に協力する。
- 路上・公園などにおける集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
- 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。

■問い合わせ 町新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065